

学校いじめ防止基本方針

令和5年10月30日改訂
男鹿市立男鹿東中学校

1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

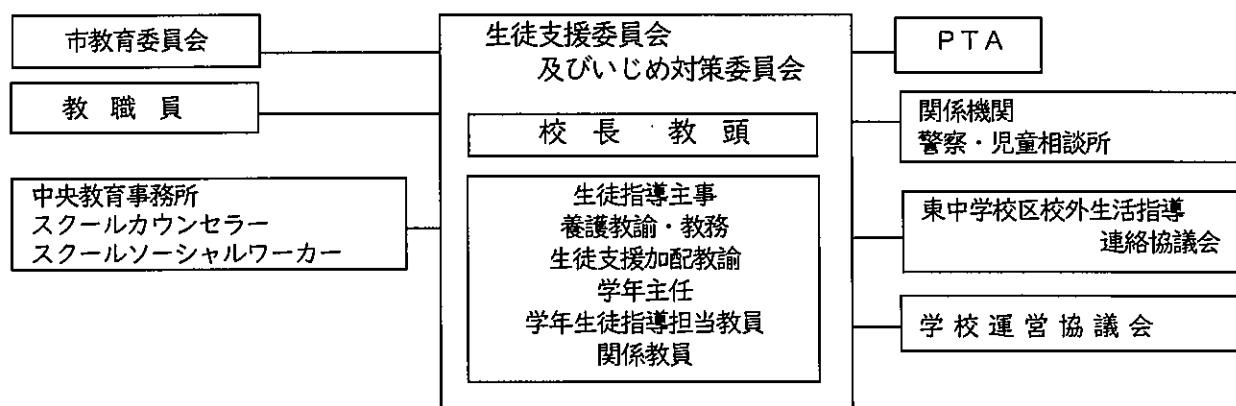
(1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象になった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 学校いじめ防止基本方針策定の目的

「いじめ」は、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れのある、決して許されない行為である。本校では、「いじめはどの生徒にも、どの学校でも、起こりうる」との共通認識の下、教育活動全体を通して、いじめの未然防止、早期発見、効果的な対処と実効性のある連携に取り組み、「いじめを生まない学校づくり」のために、本方針を策定するものである。

(3) いじめ防止の組織



(4) いじめ防止等の基本的な対策

① いじめ未然防止

- ・教師による日常の観察、生徒指導の機能を生かした授業改善
- ・道徳教育の充実や情報モラル教育の充実
- ・ボランティア活動、福祉体験、職場体験等の体験活動の充実
- ・教育活動全体での自己有用感の醸成や自己効力感の向上

② 早期発見、早期対応

- ・定期的な生活アンケート調査や教育相談の実施
- ・保健日誌の回覧による保健室利用生徒の情報共有
- ・いじめ防止に関する教職員研修の実施と日常の観察を受けた教職員間の情報交換
- ・いじめ事案の報告と情報共有の迅速な実施
- ・事実確認や初期対応の組織的な実施
- ・被害生徒の保護と加害生徒への指導

③ 家庭、地域及び関係機関等との連携

- ・学校報、生徒指導通信等による情報発信と啓発
- ・警察や児童相談所等への連絡と連携、中学校区生活指導連絡協議会での連携

2 いじめ防止等のための具体的な取組

(1) 未然防止の取組

① 教師による日常の観察

- ・生活記録ノート「若竹」を活用し、生徒が帰宅してからの生活の様子や悩みなどの実態把握に努める。教師からコメントを返すことで、人間関係を深め、生徒がいじめを訴えやすい体制を整える。

- ・生徒の些細な言動や生徒が示すSOSを見逃さないように日頃からアンテナを高く保つようにする。
 - ・学年部で登校時や朝の会、休み時間、給食、帰りの会など、生徒をよく観察し、人間関係の把握に努める。
- ② 面談による実態把握と保護者との連携
- ・教師による日々の観察で気になることがあった場合は、二者面談を実施する。
 - ・定期的な二者面談を実施し、生徒理解に努める。また、年1～2回の三者面談を実施し、学校生活の様子や二者面談で気になったことなどを保護者に伝え、情報交換をする。
- ③ 生徒指導の機能を生かした授業改善
- ・少人数グループでの人間関係づくりを進める。リーダーの育成ではなく、互いに学び合うことで学びが深まる互恵的な関係をつくることを推奨する。
 - ・互いのよさを認め合う場を設定し、自分の学びを確立したり広げたりする。
 - ・協働的な学びの有用性を、知的・体験的に理解できるよう援助し、生徒自身がその過程を振り返る時間を設定する。
- ④ 道徳教育の充実
- ・相互授業参観等の機会に、道徳の授業を参観する機会を設定し、教職員の指導力の向上を図る。
 - ・学校の重点内容項目を、「希望と勇気、克己と強い意志(学校重点)」「相互理解、寛容(1年)」「思いやり、感謝(2年)」「よりよい学校生活、集団生活の向上(3年)」として、他人を思いやる心を育て、人権意識の向上を図るなど、「いじめをしない、許さない」という心を育てる。
- ⑤ ボランティア活動、福祉体験、職場体験等の体験活動の充実
- ・様々な体験活動の機会を設け、生徒が様々な立場の人の生き方や仕事に触れ、他者の気持ちになって考える力を養う。
 - ・ボランティア活動や福祉体験を行い、他人を思いやる気持ちをもたせ、豊かな心を育む。
- ⑥ 教育活動全体での自己有用感の醸成や自己効力感の向上
- ・学校行事等を通して適切な集団づくりに努める。協力し合う体験、自分のよさを発揮して仲間から認められる体験などを通して、好ましい人間関係を形成する。
- ⑦ 情報モラル教育の充実
- ・インターネットやSNSなどの使い方やマナーを定期的に指導することで、いじめを防ぐ。
- (2) 早期発見の取組
- ① 定期的な生活アンケート調査や教育相談の実施
- ・気になることアンケートを年間10回程度実施する。また、実施直後、全員の状況を確認し、可能な限り早期に(できれば即日)、面談を行う。面談実施後は、いじめ等の事実及び面談内容を学級担任から学年主任、生徒指導主事、管理職と速やかに報告し、情報共有する。
 - ・気になることアンケートを基に、生徒支援委員会(いじめ対策委員会)を実施し、様々な問題に丁寧に対応する。また、アンケートを基に教育相談を行い、生徒の状況把握と指導を徹底する。
 - ・Q-Uアンケートによる調査を年2回程度実施するなど、客観的に生徒の実態把握を行う。
- ② 保健日誌の回覧による保健室利用生徒の情報共有
- ・保健室利用生徒の情報を共有することで、いじめにつながる事実を素早く確認し、指導に当たる。
- ③ いじめ防止に関する教職員研修の実施と情報交換
- ・生徒を語る会や定例(週1回)の生徒支援委員会を実施し、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に関する情報共有及び改善策について協議する。
 - ・若竹(生活記録ノート)のコメントや、休み時間の見守り、昼休みの巡回等を通して、生徒の生活の様子を把握し、情報の収集に努める。
- (3) 早期対応の取組
- ① いじめ事案の報告と情報共有の迅速な実施
- ・訴えや相談、気付きを基に、学年部→生徒指導主事→管理職と事案を報告する。
 - ・管理職、生徒指導主事、該当学年部を中心に、いじめ対策委員会を構成する。
 - ・「いつ、どこで、誰が、誰に、何を、なぜ、どのように」などについて、現段階で分かることを随時迅速に共有する。

② 事実確認や初期対応の組織的な実施

- ・可能な限り報告を受けた当日に、学年部を中心に複数の教職員によって事実確認を行う。いじめに関わった生徒に対して、個別に聞き取りを実施し、教職員間での確認を行う。
- ・常に被害者の立場に立ち、再発防止へ向けた対応に取り組む。

③ 被害生徒の保護と加害生徒への指導

- ・生徒指導主事を中心に、いじめ対策委員会において、被害生徒への支援と、加害生徒への指導・助言に関する計画を立案する。その際、「観衆」や「傍観者」として行動していた生徒に対する指導や助言についても検討する。
- ・実際の支援や指導に当たっては、学年担当や学級担任に限らず、該当生徒の所属する部活動の担当者や専門委員会担当など、全職員の協力の下、進めるようにする。
- ・解決したと即断せず、観察と指導・援助を継続する。常に危機管理の心構え「さ（最悪を想定）・し（慎重に）・す（素早く）・せ（誠実に）・そ（組織的に）」で対応する。

(4) 連携に関する取組

① 学校報、生徒指導通信等による情報発信と啓発

- ・いじめの定義やいじめ防止に関する基本的な考え方などについて情報発信に努め、教職員、保護者及び地域住民が協力していじめ防止に取り組む重要性について啓発を図る。
- ・インターネットを通じて行われるいじめについて、「ケータイ安全教室」などを実施して生徒及び保護者への啓発を図る。また、アンケート等の結果を基に、携帯電話などの情報通信機器の使用については、保護者の責任及び監督下で行われるよう協力を呼び掛ける。

② 教育委員会への連絡と連携

- ・管理職に対して生徒へのいじめ事案について報告があった場合、確認された事実や校内での対応等について教育委員会へ報告するとともに、教育委員会からの指示を基に連携を図る。

③ 警察や児童相談所等への連絡と連携及び県立支援学校のセンター的機能の活用

- ・いじめの内容が、犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められる場合には、男鹿警察署及び五城目警察署と連携するなどして対応する。
- ・発達障害等のある生徒への指導は、特別支援教育に関わる教職員と連携を図りながら、必要に応じて県立支援学校等の外部専門機関の協力を得るなど、当該生徒の特性に応じた指導と配慮を行う。

3 いじめ解決の定義や目指す状況 ※次のことをもって、いじめの解決とする。

- (1) 多様な教育活動を通して、加害行為が完全に停止し、加害側からの謝罪及び必要な弁済が行われ、被害者の権利の回復が行われること。
- (2) 加害側に、その行為に応じた社会的責任を自覚させる指導や措置が行われ、いじめ行為を二度と行わない旨の誓約がなされ、被害者からその承認がなされること。
- (3) 約束に基づき、生徒たちが新たに人間関係を再出発させ、情緒的に健康で安定した学校生活を送ることができるようになること。

4 いじめ発生時の具体的な学校側の対応手順

(1) いじめの認知

- ① 本人の訴え、学級担任（あるいはその他の教員）が発見、保護者からの連絡、現場で目撃した生徒からの報告、アンケートでの自他の訴えなどから情報を得る。
- ② 管理職と生徒指導主事に報告の上、本人（被害者）、相手（加害者）、周囲（目撃者）等から事実関係を聴取する。聞き取りを行う際は、聞き間違いや事実誤認がないよう、複数の教員で聞き取る。
- ③ 教師が聞き取ったことを持ち寄り、事実関係に食い違いがないかどうかを確認する。食い違いがあった場合は、丁寧に聞き取りを行い、学年の教員間で情報共有する。

(2) 加害生徒への指導

① 加害者への生徒への確認と指導

- ・事実間違いがないことを確認した上で、加害の生徒に対して、「いじめのきっかけ」「いじめの事実」「謝罪の確認」「今後の誓約」などについて改めて本人に話をする。

- ② 保護者への報告、連絡
 - ・学級担任から加害生徒の保護者にいじめの事実を連絡する。その際、当該生徒が帰宅後、自ら事実を報告すること、その後に学校で三者面談を行いたい旨を知らせる。
- ③ 三者面談の実施
 - ・当該生徒と保護者に学校へ来てもらい、学級担任及び学年主任と面談を行う。事の重大さにより、管理職や生徒指導主事も同席することもある。
 - ・当該生徒から保護者に、上記の対応に基づいて自分の行為を説明させる。
- (3) 謝罪
 - ① 被害を受けた生徒の保護者へいじめの事実とこれまでの経緯を報告する。
 - ② 被害を受けた生徒とその保護者に対して、加害の生徒が謝罪をする。直接謝罪することが望ましいが、被害者側の意向を尊重する（電話での謝罪もあり）。
- (4) 再発防止に向けたその後の見守り
 - ・被害を受けた生徒に対して適宜面談し、その後いじめを受けていないか確認する。加害の生徒に対しても適宜面談し、いじめをしていないか確認する。
- (5) 情報の共有
 - ・事の顛末を管理職に報告し、その後、全ての教員間で共有する。

5 重大事態への対応

(1) 重大事態の認定、調査組織の設置、報告等

- ① 「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」「いじめにより生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」等、いじめが重大事態と認められる場合、速やかに市教育委員会又は学校の下に組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行う。
- ② 当該事案が重大事態であると認められる場合、市教育委員会を通じて市長へ報告する。

(2) 調査の主体、組織、方法等

① 調査の方法

- ・法第28条第1項において、調査は学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設けて行う旨が規定されているが、学校が調査主体となることにより教育活動に支障が生じるおそれがある場合等においては、市教育委員会が委嘱した専門知識や経験を有するもので組織した「男鹿市いじめ対策委員会」が主体となって調査を行う。

② 組織や調査方法等

- ・委員は、当該事案の関係者との人間関係を有しない者により構成するなど、調査が公平性、中立性を確保した上で効果的に実施されるように留意する。
- ・調査は教育的配慮に基づき、生徒の人権や個人情報保護等に十分留意した上で、生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査等により行う。
- ・調査は、重大事態に至る要因となったいじめが、いつ頃から、誰によって行われ、どのような態様であったか、学校がどのように把握し対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。
- ・報告に係る重大事態への対処や当該重大事態と同種の事態の発生のため必要と認めるときは、市長が委嘱した「男鹿市いじめ対策委員会」とは別の委員による「男鹿市いじめ調査委員会」が調査を行う。

(3) 調査結果等の取扱い

① 調査結果の報告と情報提供

- ・調査結果は、市長に報告する。なお、学校が主体となって行った調査の場合は、市教育委員会を通じて報告する。明らかとなった事実関係、その他必要と認められる情報は、その経過も含め、当該調査に係るいじめを受けた生徒及びその保護者に対し、「男鹿市個人情報保護条例」等に十分留意した上で、適時、適切な方法で提供する。
- ・調査によって確認された事実関係は、関係する生徒やその保護者への継続的な支援、指導、助言等に活用するとともに、重大事態に至った要因等を分析し、同様の事態が再度発生することのないよう、学校の指導の改善に活用するよう配慮する。